

○過疎法にかかる課税免除の提出申請書類について

提出先 鳥羽市役所税務課固定資産税係 TEL 0599-25-1133
 提出期限 課税免除を受ける年の1月31日

No.	提出書類	チェック欄
1	対象設備の新設（増設）届出書 (初年度は事業の用に供する日までに申請が必要です。)	△
2	固定資産税の課税免除申請書	
3	課税免除申請に係る固定資産明細書	
4	法人申告書別表1（確定申告書）の写し ※税務署の受付印（電子申告の場合は受付番号）のあるもの	
5	法人申告書別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し※個人の場合は青色申告に係る「減価償却費の計算」の写し	
6	特別償却の附表の写し（特別償却の適用を受けない場合はその理由書）	
7	事業概要のわかる書類（事業計画書、全体見取図、パンフレット等） ※年次別建設計画書、又は設備投資計画書の写し	
8	産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写し ※市觀光商工課が発行したもの	
9	適用設備に係る旅館業営業許可書の写し ※旅館業のみ	
【土 地】		
10	土地売買契約書の写し	
11	土地登記簿謄本の写し	
12	一部が適用対象となる場合は平面図等の該当部分を示す図面	
【家 屋】		
13	家屋の建築請負契約書または売買契約書の写し	
14	家屋登記簿謄本の写し	
15	事業所（敷地全体及び工場等建物）の配置図・平面図・立面図 ※対象部分の床面積がわかるもの。 ※平面図 1/200（寸法が表示してあるもの）	
【償却資産】		
16	償却資産台帳の写し	
17	償却資産配置図（申請書と照合できるように）	
18	製造ライン及び製造工程図	
19	対象設備の仕様書・カタログ等	
20	新增設資産のパンフレット	

申請に必要な書類《2年度目、3年度目》

	提出書類	チェック欄
1	固定資産税の課税免除申請書（及び資産詳細）	